

Information

情報

国保からのお知らせ

8月1日から高齢受給者証が新しくなります

国民健康保険に加入されている70歳～74歳までの方がお持ちの国民健康保険高齢受給者証は、毎年8月に更新されます。新しい証が交付されましたら、記載内容を確認していただき、8月1日から、新しい受給者証を被保険者証と一緒に医療機関窓口へ提示していただけます。

○交付の方法は?

《負担割合が変わらない方》

7月末までに新しい受給者証を郵送しますので、内容の確認をお願いします。

《負担割合が変わる方》

案内通知を郵送しますので、あ手数でも役場窓口までお越しいただき、古い受給者証と交換してください。

○負担割合は何が基準?

負担割合は、平成20年の所得で判定され、一般及び低所得者の方は2割（※平成22年3月31日までは1割に据置）、現役並所得者は3割になります。ただし、現役並所得者の方でも必要な要件を満たした場合には一般の区分と同様に、1割負担となります。（※申請が必要になります）

現在お持ちの限度額認定証、限度額認定期限は、平成21年7月31日となつてあります。引き続き限度額認定証等の交付を受けたい場合には、8月中に、役場住民課にて申請の手続きを行つてください。

持ち物：国民健康保険証、印鑑
＊限度額認定証、限度額認定・標準負担額減額認定証とは…

入院時に医療機関に提示する」とことで病院窓口で支払う自己負担額等が限度額までとなる証明書で、高額療養費の申請が省略できます（入院の場合のみ）。また、標準負担額減額認定証は、住民税非課税世帯の方が入院された場合に食事の負担額が減額されます。

＊限度額、標準負担額の区分について
は、平成20年の所得により判定され
ます。

高額医療・高額介護合算療養費制度

医療費が高額になつた世帯に介護保険の受給者がいる場合、同一医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、年間（毎年8月から翌年7月まで）の限度額を超えた分が後から支給されます。

※対象者へは申請についての通知をする予定です。

申請受付期限は、平成21年9月24日までです。

まだ申請をされていない方は、お早めに手続きをお取りください。
※期限を過ぎた場合には、給付金を受けることができなくなりますのでご注意ください。

南部町役場住民課国保年金係

☎ 66-3405
分庁舎住民課国保年金係

64-4834

税務課からのお知らせ

平成21年10月から個人 引き落としが始まります。

《特別徴収制度》

現在、年金を受給されており住民税を納税する義務のある方は、年4回口座振替や役場・金融機関などに出向き住民税を納めていただいていますが、今年の10月より、個人住民税の公的年金からの引き落とし制度（特別徴収）が導入されることになりました。年金の支払いを行う社会保険庁などが住民税を年金から引き落とし、町に直接納入することになります。

対象となる方

個人住民税の納税義務者のうち、次の方が特別徴収の対象となります。
1、4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、個人住民税の納税義務のある方

また、年金所得以外の所得がある方は、従来どおりの方法により納めていただくことになります。

問合せ先

役場税務課 住民税係
☎ 66-3404

実施時期と徴収方法

特別徴収の開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。これに伴い21年度は税額の半分は今までどおり6月と8月に納付書等による方法（普通徴収）で納めていただき、残りの半分を10月・12月・2月の年金支給額からの引き落とし（特別徴収）となります。来年以降は、新たに65歳になられた方は本年と同じ徴収方法となりますが、本年度特別徴収の対象となられた方は、全額年金からの引き落としとなります。

- 2、南部町が行う介護保険料が年金から引き落とされている方
- 3、老齢基礎年金等の年額が18万円以上の方

申請受付期限は、平成21年9月24日までです。

まだ申請をされていない方は、お早めに手続きをお取りください。
※期限を過ぎた場合には、給付金を受けることができなくなりますのでご注意ください。

南部町役場本庁舎・南部町役場南部分庁舎・万沢支所
受付場所

問合せ先

南部町役場 総務課 交通防災係
☎ 66-3401

